

## 平成30年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月25日(火) 午前10時から10時26分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第11号 農地法第4条の規定による許可の取消願に関する件

第4 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

## 7. 会議の概要

議長 皆さん、おはようございます。本日は委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第7回農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、岸岡委員、2番、小室委員のご兩名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第11号 農地法第4条の規定による許可の取消願に関する件、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。合計3件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第11号 農地法第4条の規定による許可の取消願に関する件を議題といたします。

議案第11号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第11号 農地法第4条の規定による許可の取消願に関する件につきましてご説明いたします。

農地法第4条の規定による許可の取り消し願がありました農地の地番は、議案書の地番の欄にございます1筆でございます。台帳地目は畑、現況地目も畑、面積は873平方メートルで、申請人は横瀬町在住の方でございます。場所につきましては、資料を1枚めくっていただきまして、案内図1でご説明申し上げます。

この地図の中央に赤色で塗ってある場所がございます。具体的な場所について申し上げますと、横瀬橋から西に約100メートルのところ申請地になります。申請理由は、平成29年11月15日付指令秩農振第4—30号で、長

屋住宅敷地に転用するための農地法第4条の農地転用許可がおりており、事業計画者が長屋住宅の建築に向けて計画を進めておりましたが、取消願にございますとおり、融資する予定であった業者が許可後に融資に向けて改めて精査をしたところ、融資の条件に適合せず、断念せざるを得なくなったため、許可の取り消しをお願いするものでございます。

申請地は、着工がされておらず畑の状態であり、許可の取消願が提出されたため、今回許可の取り消しを審議していただくものでございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第11号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る23日に補助農業委員の今井委員と同行し、申請人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請内容は、さきの地番〇〇〇〇の〇、農地転用許可済みの土地をもとの農地として利用したいとの取り消し申請です。

現地を確認したところ、定期的に草刈りされる管理状態での畑でしたので、農地有効利用で農地中間管理事業の話をしていただきまして、チラシを渡してみました。まだ建物は建っておらず、農地として戻すのは可能と思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、今井委員、お願いします。

今井委員 補助委員の今井でございます。先ほど小河推進委員さんに説明していただいたとおりですけれども、この申請後に金融機関の不正融資とか、そういう問題が発生しまして、行政より融資基準の見直し等指導を受けた関係で、今回の申請には合わないということで却下されたようですので、今後、当日、本人は高齢で来られないということで、息子さんとお話したのですけれども、息子さんもこちらに住んでおられないということで、定年後こちらに戻ってから農地利用したいという意向と、また希望者があれば農地として貸し付けてもいいような話もされておりました。ということで、今回このような申請を取り下げたいということになりましたので、ご審議

のほどお願いいたします。

議長 以上で担当委員並びに補助委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔なし〕

議長 質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。上程中の議案第11号につきましては、許可取り消し相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員挙手でございます。

よって、議案第11号 農地法第4条の規定による許可の取消願に関する件につきましては、許可取り消し相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第12号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第12号番号1についてご説明いたします。

議案第12号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます1筆で、台帳地目は畑、現況地目も畑で、面積は198平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市に在住の方で、譲渡人は横瀬町在住の方でございます。申請理由は住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

資料を1枚めくっていただきまして、案内図2で場所についてご説明いたします。この地図の上のほうにございます赤色で示した場所があります。具体的な場所ですが、川西地区の県道沿いにありますコンビニエンスストアから東に約170メートルのところが今回の申請地になります。この農地について所有権の移転を行い、住宅用地に転用をしたいという申請でございます。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地はことし4月の農政総合推進協議会におきまして農振農業地区域から除外すると判断されまして、その後の手続を経て7月に農用

地域からの除外がされております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。  
続きまして、担当委員の説明に移ります。  
担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第12号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る20日、補助農業委員の富田委員と同行し、申請人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。許可申請内容は、申請地〇〇〇〇の〇番、現況は畑、利用状況は休耕中、5条規定により許可申請で所有権を移転し、自己住宅を新築する計画です。隣地は建築の工事中で、南側は町道、公共下水管接続、北側は譲渡人の農地で、西側にビニールハウスがありますが、隣接地に段差があり、入水対処するよう申し出ました。隣接農地に影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどをよろしく願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員の10番、富田委員、お願いいたします。

富田委員 10番、補助委員の富田です。今回上程されました議案第12号1番の案件につきまして補足説明をさせていただきます。

去る20日に小河推進委員さんと地主さんを交えて現地確認をしてまいりました。東側部分にガードレールを利用した壁がありますが、そこは隣地とかなり落差があるのですけれども、そのガードレールは外して、新たに塀をつくるそうです。また、排水も公共下水道に流すということで、近隣農地への影響は少ないと思われまふ。また、事務局の説明にもありましたとおり、7月25日付で農振適用除外になったということですので、委員の皆様方のご審議のほどをよろしく願い申し上げます。

議長 以上で担当委員、補助委員の所見を終了いたします。  
続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔なし〕

議長 質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。上程中の議案第12号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第12号番号1について、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第12号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第12号番号2についてご説明いたします。

議案第12号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます2筆で、1筆目の台帳地目は田、現況地目は畑、面積は390平方メートル。2筆目の台帳地目は畑、現況地目も畑で、面積は320平方メートル、合わせて710平方メートルでございます。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町に所在する企業で、譲渡人は横瀬町在住の方お二人でございます。申請理由は駐車場用地で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

資料をおめくりいただきまして、案内図3で場所についてご説明いたします。この地図の中央にございます赤色で示した場所でございます。具体的な場所ですが、申請者であります企業の事務所から北に約220メートルのところが今回の申請地となります。この申請の理由ですが、駐車場に利用していた土地の返還請求があったことで従業員の駐車場が不足しまして、車両の接触事故等が懸念されるという状況であるため、申請地について賃借権の設定を行い、駐車場用地に転用をしたいという申請でございます。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地につきましても、ことし4月の農政総合推進協議会におきまして農振農用地区域から除外すると判断されまして、その後の手続を経て7月に農用地区域からの除外がされております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。平沼委員。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第12号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る20日、補助農業委員の岸岡委員と同行して、現地及び申請図書の確認をいたしました。現地は、事務局の今説明があったとおり、町道1号線をずっと行きまして、旧横瀬石油ですか、それで10メートル行くと大亀建業、それからまた10メートル1号線をずっと行って左側におりる道路町道3009号線です。そこが現地です。

現地に確認しましたところ、〇〇の〇番、〇〇さんですか、これは大分草等が茂って、本当に休耕そのものでした。また、〇〇の〇は、〇〇〇さんとの高低差が30センチから40センチぐらいあると思いますが、これは一応草刈り等はしてありました。また、地主の説明かと思うのですが、一応くい等が何本か入っているようでした。

以上ですが、一応駐車場ということで、排水等の計画書も出ていますので、特に近隣の農地への支障はないと思います。

最後に、影響は少ないと考えますので、農業委員皆様のご審議のほどをよろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、岸岡委員、お願いします。

岸岡委員 9番、岸岡でございます。

せんだって平沼推進委員さんと一緒に現地を同行いたしましたので、それなりに見てまいりましたので、つけ加えを兼ねて若干の報告をいたします。この申請の工場というのが〇〇〇〇〇〇でありまして、この申請処理等については、大変知識を有しまして、そつのない調査等をして準備がされておる資料等も事前に見させていただきましたり、ご相談も受け、大変いい状態での申請書ができ上がっているのを確認しております。あわせて、現地についても、前向きに対応で、早急にやりたいという動きもありましたので、その辺も踏まえて、問題点ないかも私も側面から見てまいりましたが、特別指摘することもなく、大丈夫だなという判断をいたしましたので、私のほうからもその辺を踏まえまして、つけ加えてご報告をいたします。どうぞ審議のほうをよろしくお願ひいたします。

議長 以上で担当委員及び補助委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 ちよつと確認なのですけれども、この申請書について、土地台帳面積が2筆合わせまして710という面積、そして造成面積が800ということで、数字に差異が生じていますが、これは土地台帳上の面積と現地の土地を比べたときに、現地の土地にちよつと延びがある、その分がふえているのだよという解釈でよろしいのでしょうか、その辺を確認します。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの7番委員さんのご質問にお答えいたします。

面積の差異が生じているということでございますが、こちらが内容を聞きましたところ、実測をしたところ800平方メートルであったということでございました。そのようなことで差異が生じているということでございます。よろしく申し上げます。

議 長 7番さん、よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第12号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成でございます。

よって、議案第12号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。ありがとうございました

(午前10時26分)